

## 令和6年度 第1回 八尾市廃棄物減量等推進審議会会議録

日 時：令和6年5月9日（木） 開会：10:00 閉会：11:20

場 所：八尾市役所6階大会議室

出席者：委 員 （学識委員）花嶋委員、鈴木委員、吉川委員、石村委員、川本委員  
（民間諸団体の代表者）岡田委員、菅委員、森川委員、丸山委員、岩田委員、  
山本委員、窪田委員  
（公募市民委員）伊藤委員、笠原委員、北山委員、前田委員、向井委員  
事務局 大松市長、植島副市長兼環境部長、魚住環境部次長、  
（八尾市）北村環境部次長兼環境保全課長、西村環境事業課長、  
主井循環型社会推進課長、戸取循環型社会推進課長補佐、  
前田循環型社会推進課一般廃棄物指導室長、  
鈴木循環型社会推進課減量推進係長

欠 席 者：（民間諸団体の代表者）村竹委員、佐原委員、寺西委員

議 題：八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の見直しについて  
（その他）今後の審議会の日程について

配布資料：・令和6年度第1回八尾市廃棄物減量等推進審議会次第  
・八尾市廃棄物減量等推進審議会委員名簿及び事務局名簿  
・令和6年度第1回八尾市廃棄物減量等推進審議会資料一式（資料1～3）  
・別紙参考資料

### （議事概要）

※審議会の開会前に、大松市長より挨拶。

※事務局より、出席委員及び八尾市職員の紹介後、委員の過半数の出席により審議会が成立していること、審議会の公開、会議資料及び会議議事概要等の公開を後日行うことを報告。

### 1. 諮問

大松市長から審議会会長の花嶋委員へ諮問書の読み上げ及び手交を実施。

※大松市長については、その後公務のため退室。

※各委員へは諮問書の写しを配付。

### 2. 議題

事務局より、資料1「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の改定方針（案）」にて、以下の点について説明。

◆廃棄物の区分について

◆八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の位置づけについて

◆八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の中期見直しの趣旨と基本的な考え方について

事務局より、資料2「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）中期見直しの概要」にて、以下の点について説明。

◆基本計画の目標における数値目標の実績評価について

目標1. 資源化されている量を除く処理量、目標2. 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、について、令和3年、4年度実績は未達成であるが、計画値に近似の実績で推移しており、令和5年度実績においても計画値と大きく乖離しない見込みである。

◆現状の課題と中期見直しの考え方について

数値目標の実績値が、計画値と近似で推移していることから、中期見直しでは、現基本計画の基本理念、及び基本方針等は基本的に踏襲し、以下の3点を中心に審議・検討を進めて行く。

- ①目標達成に向けた施策の進捗状況と目標（数値目標）の検証等。
- ②更なる廃棄物の減量化推進のため、食品ロス削減推進計画を策定し、基本計画へ統合する。
- ③その他、近年の環境法令等の施行を踏まえた所要の見直し。

◆審議・検討する目標達成に向けた施策について

現基本計画の目標達成に向けた施策について、現在、以下の4章立てとなっている。

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 第1章 計画の基本的な事項  | 第2章 現状と課題      |
| 第3章 計画の基本理念と目標 | 第4章 目標達成に向けた施策 |

また、第4章における目標達成に向けた施策として、以下の5つの基本方針を設定している。

1. パートナーシップの構築
2. 自足的に発展可能なシステムへの転換
3. 事業系ごみの減量・資源化施策の推進
4. 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進
5. 安全・安心、安定的なごみ処理の推進

中期見直しでは、現基本計画における施策、基本方針等は基本的に踏襲し、それぞれの施策の進捗状況、実績、課題等について審議・検討する。

また、食品ロス削減推進計画を策定し、基本計画へ統合する。

【質疑等】

Q：資料2の②食品ロス削減に向けた、市民への効果的な周知啓発の検討とあるが、どのような手法を考えているのか。

基本計画の目標の達成に向け、審議会の中だけでの議論や検討だけでなく、市民1人1人の意識を変え、ごみを排出する責任を感じてもらえるような、周知啓発が必要だと思う。

昨年の審議会でも意見させていただいたが、各町会にはごみ減量推進員がいる。ごみ減量推進員の協力を得ながら、ごみの減量について、周知啓発を行うことが必要だと思う。【市民委員】

A：昨年の審議会でもいただいている意見だと認識している。

ごみ減量推進員の意識を高めるための取り組みや、ごみ減量推進員の活動をしっかり支えながら、ごみの削減目標を、市民に認識してもらうために、効果的な周知啓発を検討していく。

ごみ減量推進員については、各町会から推薦していただいているが、市民に向けて、ごみ減量推進員の存在や役割について周知啓発ができていない部分もあるため、全戸配布している市政だよりも活用し、認識してもらえるように取り組んでいきたいと考えている。

ごみ減量推進員すべての方に意見を聞くということは難しい面もあるが、意見を賜る機会として、

電子申請などを活用したアンケート等を実施する機会もつくれると思う。

行政だけではなく、ごみ減量推進員や市民のみなさまの意見や協力を得ながら、残りの4年間の計画を進めて行きたいと考えている。【循環型社会推進課課長】

Q：8月には、家庭用のごみ袋の配布がある。その時に、たった1枚の啓発のチラシを配付するだけでも、全市民への周知啓発になると思うが。【市民委員】

A：家庭用のごみ袋の配付時に、啓発のチラシを同封している。

その中で、これまで食品ロス削減や、海洋プラスチックごみ削減など、世界的にも問題になっていることを織り交ぜながら、啓発のチラシを作成している。

今後の啓発チラシの内容については、頂いた意見も参考にしながら、基本計画の目標達成に向けたごみ減量への取り組みなども、検討していく。【循環型社会推進課課長】

Q：本日の会議では、具体的な検討ではなく、中期見直しにおいて、基本方針や計画の目標などは踏襲しつつ、計画に記載のある様々な減量施策について、実際に実施できているかどうかを検証しながら検討していくという方針について、確認するというところで問題ないか。

次回以降、直近の実績や、後期4年間も含めた、計画の見直しを反映した計画案なども用意されるかと思うが、それらを基に、審議会の中で議論し、計画の改定を進めて行くという考え方でよいか。【学識委員】

A：資料3にも示しているが、今後、数回の審議会を予定している。

本日については、委員の認識の通り、中間見直しに係る方針や考え方を各委員と共有することを目的としている。

次回以降、ごみ量の推移や、これまでの取り組みの内容、実績について具体的な資料等を示させていただきながら、各委員の意見を賜った上で、今までの取り組みについて検証し、新たな取り組みについても検討しながら議論を進めて行きたいと考えている。【循環型社会推進課課長】

Q：資料2の食品ロスの削減に向けた減量施策の推進とあるが、今後どのような取組等を進めていこうと考えているのか教えてほしい。

事業者など、売れ残った食品については、基本的には廃棄していると思われるが、まだ食べられるものを廃棄せずに、必要としている人にうまく循環して行けるような形を考えて取り組むことで、食品ロスの削減にも繋がっていくのではないかと思う。【団体委員】

A：今回の計画の中期見直しのタイミングだけではなくて、これまでも、家庭から排出されるごみの種類について、組成分析調査を実施しており、調査の結果では、生ごみの中には、まだ食べられるものや、未開封のまま排出されている食料などが多く見られる現状がある。

ごみとして排出されたものは、ある人には不要でも、どこかで誰かがそれを必要としているものもある。

このような現状において、さらなるごみの減量の取り組みの1つとして、食品ロスの削減の推進は、もう一歩推進していかないといけない部分であると考えている。

家庭からだけでなく、事業者から排出される食品ロスの削減についても取り組みを進めて行くことが必要であるが、事業活動の部分があるため、強制的に指導することは難しい面があるが、無駄

に資源を廃棄せずに事業を行っていくということについて、事業者側も社会的に求められている。

この審議会の委員の中にも、事業者の代表として参加していただいている方もおられますので、そういった方たちの意見を踏まえて、事業者としてどのような取り組みが進めていけるのかということを検討して行きたいと考えている。

冒頭に市長から話もあったが、計画の見直しにあたっては今後4年間の後期計画を、実効性のある計画にしていくために、家庭系及び、事業者の食品ロスの削減の取り組みの推進について、各委員の意見を踏まえて、検討を進めて行きたいと考えている。

次回以降、計画改定案やごみの減量施策の取り組みの実績なども踏まえながら、具体的な議論を進めていく。【循環型社会推進課長】

Q：本日は基本計画の中期見直しの考え方として、資料1の裏面の2、現状の課題と中期見直しの考え方において、①から③の3点を示していただいている。

②の食品ロス削減の推進というのは、この令和3年度以降で考えると、非常に重要な地域の課題かと思うが、同じく令和3年に、プラスチック資源循環促進法が制定され、それに基づく、対応というのも求められるかと思う。

諮問書にもその点触れていたが、これは資料2裏面③、その他の環境法令等の施行を踏まえた所要の見直しの中に含まれているのか。

プラスチック資源循環促進法第31条第1項では、市町村は区域内における、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集にあたって、措置を講ずるよう努めなければならないと、努力義務ではあるが定められている。

これについても、踏み込んで対応を考えているのか伺いたい。【学識委員】

A：プラスチック資源循環促進法への対応については、資料2裏面の③、近年の環境法令等の施行を踏まえた所要の見直しの中に含んでいる。

プラスチック製品の処理については、様々な課題等があり、現在、大阪府内もしくは全国の市町村の取り組み状況というものも含めて、研究を進めているところである。

実際に取り組みを進めて行くうえで、市民の皆様にご協力をお願いしなければならない部分も多分にある。

法には、全市的もしくは全世界的に、プラスチック自体の、循環処理方法というものについては考えていかなければならないということが書かれており、その課題認識や、必要性という部分についてはしっかりと認識しているところである。

ただ、今現状の中で、本市が保有している中間処理施設の設備の問題や、経費等、様々な状況を踏まえた上で、プラスチック製品の処理についての取り組みを、検討している状況である。

今回の計画の中期見直しにおいて、計画の中に、プラスチック資源循環促進法への対応とその取り組みについてどこまで明記できるかについては、現状の様々な状況を研究しながら審議していきたいと考えている。【循環型社会推進課長】

Q：参考資料の表3-1、品目ごとの数値目標の中で、家庭系ごみの項目で「臨時ごみ・不法投棄」が一緒になっている。

家庭系のごみを1人1日あたり70g減らすことを目標にしているが、家庭系ごみの排出量の中には不法投棄の量が、どの程度含まれているのかお聞きしたい。

また地域一斉清掃用の袋がどれぐらい年間で排出されているのか、その排出量は、この表のどの

項目に含まれるのか、教えていただきたい。

地域で清掃を実施した際、かなりのごみが出てくる中で、不法投棄にあたるものや、食べ物が捨てられているということもあるので、家庭系や事業系からの食品ロスを削減しても、地域一斉清掃用の袋の排出量が増えていけば、ごみの排出量が減るということにはならないと思う。

不法投棄の量と、地域一斉清掃用の袋で排出されている量について、次回以降、実績値で示していただきたい。【市民委員】

A：次回の審議会において、臨時ごみ・不法投棄・地域一斉清掃用の袋の実績値などを整理し、示していきたいと考えている。

補足になるが、家庭系のごみだけではなく、産業廃棄物も含めた廃棄物全体にイえる話ではあるが、不法投棄というのは現状も見受けられる状況である。

環境部でも、収集担当、処理担当が、排出されたごみについて、適正に収集・処理を行い、新たなごみを生まないように、即時対応できるよう対応はさせていただいている。

また、不法投棄への対応については、パトロールを実施し、不法投棄として見受けられた物については、関係課と連携しながら、即時対応できるような体制を構築しようということで、庁内関係課で連携して取り組んでいるところである。

ただ、不法投棄されている廃棄物は様々なものがあり、未然に防止するという方策、ここがやはり難しい課題として認識している。

すべての不法投棄がなくなるということは難しいかもしれないが、諦めてはならない課題だと認識しており、市民の方々からの各地域の状況や、通報などの情報をもとに、不法投棄の未然防止について、取り組みを進めているところである。

先ほどの委員の意見にもあったように、家庭系、事業系のごみが減ったとしても、不法投棄される量が減らなければ目標達成にも影響が出てくるため、庁内の関係課や各関係機関とも連携しながら、不法投棄の未然防止の取り組みを進めていきたいと考えている。【循環型社会推進課長】

Q：ごみの減量の話とは少し違う案件かもしれないが、4月以降、ごみの収集を担っている職員の様子を見てみると、とてもしんどそうに見受けられるようになった。

私自身、町会長として、ごみ減量推進員として町会の班員から色々な意見を聞いているが、3月末までと比べて、4月以降、ごみの収集に来る時間が遅くなった、収集される順番がばらばらになった、収集される時間が遅くなったことで、カラスによるごみの散乱が多くなった、などの声を耳にする機会が増えた。

7月から収集業務の一部が民間委託されることで、その部分での人員が他に回るようになることはいいことかもしれないが、7月までの期間、収集業務を担う職員に係る負担は大きいと感じているが、3月末までと同様の人員体制は取れているのか疑問に感じている。【市民委員】

A：4月から、ごみの収集区域の担当について班替えを実施しており、昨年度までと担当や各収集区域が変更となった。

新たな班体制のなかで、収集場所や、走行するルートも覚えながら収集を実施していることから、3月末までと比べると、収集時間が変わっていたり、遅くなっている状況がある。

市民の方へは、朝8時半までに可燃ごみを出していただくようお願いしており、その中でどこから収集を始めるのかについては、その日の交通状況や、工事区間の場所などを考慮したうえで、現場の職員が収集ルートを決めて効率よく収集を行っているため、収集時間が前後する事があるこ

とをご理解いただきたい。

人員体制については、正職員の人数についてはほぼ変わっておらず、非正規の会計年度任用職員  
の人数が若干減少している。

ただ、日常収集の部分において、市民の方々への影響が出ないように収集体制を組んでいる。

**【環境事業課長】**

Q：資料2の説明の中で、第4章、目標達成に向けた施策として5つの基本方針を説明されたかと思  
うが、配付された資料には記載がないので、再度説明していただきたい。**【市民委員】**

A：現行の基本計画の第4章、目標達成に向けた施策として5つの基本方針を設定している。

基本方針 1. パートナリシップの構築、2. 自足的に発展可能なシステムへの転換、3. 事業系  
ごみの減量・資源化施策の推進、4. 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進、5. 安全・安心、安  
定的なごみ処理の推進、の5つを現基本計画の基本方針として、第4章、目標達成に向けた施策  
の中に設定している。**【循環型社会推進課減量推進係長】**

Q：カラスによるごみの散乱に対する対策について、私の住んでいる周辺でもカラスによるごみの散  
乱が多く見られ、周辺の方と清掃を行うことがある。

市としてカラスへの対策について何か考えていることはあるか。

カラス対策としてネットをかけているということもあるが、2重にネットをかけていても、それ  
をどけてごみを荒らすほど、賢いカラスが多い。

近隣の土地区画整理事業で新しい住宅が増えてきている場所でも、カラスの被害が多く困ってい  
るという声もよく聞いている。

カラスによって散乱したごみを、収集担当の職員の方が、ほうきで集めてくれている姿には頭が  
下がるが、市として、予算などの問題もあるとは思うが、必要な家庭にごみのボックス等を購入し  
てもらえるようなことができないかと、日々感じている。

また、資料の中で、効果的な周知啓発とあるが、過去からもずっと、ごみの減量に係る周知啓発  
は行ってきているとは思うが、なかなか効果的な啓発は進んでおらず、難しい問題だと思う。

**【市民委員】**

A：カラスへの対策ということで、市民の皆様にご協力いただき、ネットをかけていただくなどの対  
策はご協力いただいているが、先ほどの話にあったように、カラスは非常に賢く、ネットをはずし  
て、自分が持って行きたいごみ袋だけを路地まで運んでから、くちばしでつついて破ってごみを散  
乱させていることが多く見られる。

収集作業員には、収集中にカラスがごみを散乱させている場所等があれば、極力、綺麗にしてく  
るようという指示をしているが、ごみの集積場所や排出場所ではない全く違う場所まで運ばれて、  
ごみを散乱されていると、対応できない部分もあるが、そういう場合でもご連絡いただければ、可  
能な限り、別途対応を行っている。

ごみのボックスの件について意見をいただいたが、収集現場を見ている中で、6割から7割はカ  
ラス対策として実費でネットやごみのボックスなどを設置していただいている。

今後、市としてどのような対策ができるのかということについては課題として認識しているところ  
ではあるが、被害が大きいところ少ないところもあり、収集作業員からも話を聞く中で、重点的  
に見た方がいい場所なども実際にはある。

市民の皆さんも困っているということは重々承知しており、1つの課題として、引き続き、対策の取り組みを進めたいと思っている。

また、市民への周知啓発として、カラスによる被害対策について、市のホームページなどで周知は行っているが、効果的な周知啓発について、引き続き検討して行きたいと思っている。

**【環境事業課長】**

(意見) 昨年度の審議会の中で、現状の家庭用ごみ袋の制度について意見が出ていた。

私自身も、全国的にごみ袋は各個人の負担において購入し、ごみを排出している自治体がほとんどであることは認識している。

現在、八尾市では市民サービスの1つとして、家庭用のごみ袋は市が作製し、町会等を通じて配付を行っている。

市民委員として審議会に出席している立場上、審議会の中で検討した結果、家庭用ごみ袋の制度について、現状から変更していく可能性があるのであれば、市民が納得するような施策を検討する必要があると考えている。

例えば、ごみ減量推進員へ家庭用指定袋に関するアンケートを実施して意見を集めて検証したり、金額的な市民負担がどれくらいになるのかなども考慮して検討し、進めていかなければ、自分の町会内で周知する際に、審議会委員として明確な説明ができなくなる。

八尾市民は、ごみの8種分別に協力し、分別の努力も長年実施してきており、現状の制度から変更し、市民負担を課した制度に変更していく場合、なぜ市民負担が生じる制度が必要なのかという不満や意見が先に出てくることは明らかである。

そういった意見に対して、個人負担を求める制度に変更する可能性があるのであれば、審議会での議論も含めて、市民が納得できる説明ができるように、今後の審議、検討を進めていくことが重要だと思っている。**【市民委員】**

### 3. その他(今後の審議会日程(案)について)

事務局より、資料3にて今後の審議会の日程(案)について説明。

**【質疑等なし】**

※審議会の閉会前に、植島環境部長より挨拶。

閉会